

銀行実務手続双書 ⑥

銀行取引の 相手方

堀内 仁 編
岩田 準平

一問一答で問題点を解明

経済が発展し社会が複雑になるとともに、銀行取引の相手方となる者も多種多様となっています。本書は、およそ銀行取引の相手となる可能性のあるものの取引に関連して起こるあらゆる問題をくわしくしかも実務的に解説したものです。

社団法人

金融財政事情研究会刊・定価 1,600円(〒200円)

銀行実務手続双書 6

銀行取引の 相手方

堀内 仁 編
岩田 準 平

社団法人 金融財政事情研究会

【編 者 略 歴】

堀内 仁 明治39年生れ。昭和3年九州大学法学部卒業，弁護士を経て日本勧業銀行に入行。現在第一勧業銀行調査部顧問，日本大学講師。主な著書「金融判例総覧＜上・中・下＞」「貸付整理」「貸付担保」「当座勘定約定書ひな型の解説」

岩田準平 明治32年生れ。大正12年三菱銀行に入行，大正15年中央大学経済学部専門部卒業，現在同行囑託。主な著書「やさしい貸出法務」「証券」

銀行取引の相手方 <銀行実務手続双書>

昭和45年11月25日 第1刷発行

昭和53年5月10日 第4刷発行

検 印 省 略	編 者	堀 内 仁 岩 田 準 平
	発 行 者	戸 部 虎 夫
	印 刷 所	株式会社太平印刷社

〒160 東京都新宿区南元町19

発 行 所	社 団 法 人	金 融 財 政 事 情 研 究 会
企 画・制 作	株 式 会 社	金 融 財 政
		TEL 03 (355) 2251～4
販売総代理店	株 式 会 社	キ ン ザ イ
		TEL 03 (358) 0011 (代)

落丁・乱丁はおとりかえます
2332—30187—1409

定価 1,600円

は し が き

経済が発展し社会が複雑になるとともに、法律の規定は、ますます精緻なものとなって、銀行取引の相手方となる者も多種多様となった。戦前は個人のほか、法人としては各種の会社、組合、民法の公益法人、宗教法人、地方公共団体くらいを考えたらよかった。ところが、最近は適用法規を異にする外国人や外国法人との取引が増加し、取引の相手方となる組合、特殊法人などの種類も取引例も以前とは比較にならないほど、その数が多くなった。したがって、すべての取引先とあらゆる場合を通じて完全に有効な取引をしたり、債権の管理・回収に必要な行為をするには、必ず権限のある者を相手としてしなければならないが、関係する法律が多く、座右にある六法全書には登載されていないものもあって、過誤なきを期するのは必ずしも容易ではなくなった。もちろん時間をかけて調べたら、間違いのない処理はできるであろうが、それだけの時間的余裕がないというのが実情のようである。

そこで、本書は、およそ銀行取引の相手となる可能性のあるものとの取引に関連して起こると思われるあらゆる問題を、取引の概念、自然人との取引、株式会社との取引、合名会社・合資会社との取引、有限会社との取引、その他の法人との取引、権利能力なき社団との取引、地方公共団体・公営企業との取引、特殊整理・内整理の九章に分けて、一問一答式で、平易に詳細にしかも実務的に解説し、さらに巻末に「各種取引先の法的性格と代表者の資格」の一覧表を掲記して、時間をかけて調べないでもすむようにした。そして、必要と思われる書式例は、できるだけ豊富に掲載して参考に供することにした。この問題をこれほど網羅的にしかも突っ込んだ取扱いをしているものは他にないから、取引の相手方に関するかぎり、どんな場合でも、本書さえあれば、処理に困ることはほとんどないと思う。

なお、本書が一問一答の形式をとり、読者の便をはかって多少の重複をいとわず、問題の部分さえ見たら、他の項目を見なくても、いちおう間違いのない

処理ができるようにしているのは、本双書に属する他の解説書と同じであるが、この問題についてひととおりの知識をうるために、総論にあたる取引の概念の部分だけは、いちおう通読されることを読者におすすめしたい。

昭和46年10月29日

堀 内 仁
岩 田 準 平

— 本書の執筆者 —

粟 島 浩 ＜北陸銀行＞	石 井 真 司 ＜第一勧業銀行＞	岩 田 準 平 ＜三菱銀行＞	植 田 正 宣 ＜太陽神戸銀行＞
梅 田 勝 平 ＜富士銀行＞	大 川 為 三 ＜太陽神戸銀行＞	大 西 武 士 ＜東京都民銀行＞	太 平 正 ＜協和銀行＞
川 田 悦 男 ＜三菱銀行＞	神 原 隆 志 ＜三菱銀行＞	斉 藤 洋 ＜埼玉銀行＞	芝 本 正 好 ＜三菱銀行＞
鈴 木 正 和 ＜協和銀行＞	仙 石 茂 ＜第一勧業銀行＞	高 橋 弘 ＜三菱銀行＞	種 村 一 彦 ＜太陽神戸銀行＞
西 川 富 雄 ＜太陽神戸銀行＞	秦 光 昭 ＜日本長期信用銀行＞	前 川 五 良 ＜太陽神戸銀行＞	箭 内 昇 ＜日本長期信用銀行＞
谷 野 剛 ＜三菱銀行＞	山 口 輝 久 ＜太陽神戸銀行＞	山 野 勲 夫 ＜第一勧業銀行＞	吉 沢 利 文 ＜太陽神戸銀行＞
渡部夫美雄 ＜日本長期信用銀行＞			

目 次

は し が き堀内 仁・岩田準平

第1章 取引の概念

- [1] 取引先については法律上どんなことを注意しなければならないか・2
- [2] 取引先の種類としてはどんなものがあるか・4
- [3] 自然人と法人はどう違うか・5
- [4] 法人との取引はいかに行なわれるか・6
- [5] 法人にはどんな種類があるか・7
- [6] 自然人の権利能力、意思能力、行為能力とはどういうことか・8
- [7] 法人の権利能力の限界は何によって決まるか・9
- [8] 権利能力の限界をこえた法人の行為はどうなるか・10

第2章 自然人との取引

第1節 取引の開始

- [9] 取引の相手方本人の確認のしかたはどうか・12
- [10] 取引先の能力についての注意点・13
- [11] 通称、雅号、ペンネーム等による取引の場合の注意点・14
- [12] 架空名義で取引してもよいのか・15
- [13] 第三者名義で取引する場合の手続と注意・16
- [14] 商号を付して取引する場合の手続と注意・17
- [15] 連名によって取引する場合の手続と注意・18
- [16] 病人と取引する場合の手続と注意・20

第2節 印鑑証明等本人の確認手続

- [17] 印鑑証明書、戸籍謄本・抄本、住民票、商業登記簿謄本・抄本はどういう意味をもつか・22
- [18] 市区町村に対する印鑑届出の方法・24
- [19] 印鑑証明書、印鑑登録証明書のとり方・27

- [20] 印鑑証明書があれば本人確認に問題はないか・28
- [21] 戸籍謄本のとり方（本人以外でもとれるか）・30
- [22] 住民票のとり方（本人以外でもとれるか）・30

第3節 取引先の死亡・行方不明

- [23] 死亡・行方不明と継続取引との関係（権利・義務・委任契約・代理権）・31
- [24] 銀行が本人の死亡を知らないで代理人との間で行なった行為と取引の相手方・34
- [25] 行方不明の者に対する意思表示の仕方・36

第4節 相 続

- [26] 取引先が死亡し相続人が数人いる場合の債権債務の帰属関係・38
- [27] 被相続人の債務を相続人の1人に承継させる場合の手續と注意・40
- [28] 相続人の1人または全員が相続放棄をした場合の注意・41
- [29] 相続人が限定承認した場合の注意点・43
- [30] 担保提供者の死亡後の処理・45
- [31] 保証人死亡後の処理・47

第5節 無能力者との取引

- [32] 未成年者、禁治産者、準禁治産者は何によって確認するか・49
- [33] 未成年者との取引はどのようにしたらよいか・50
- [34] 禁治産者、準禁治産者との取引はどのようにしたらよいか・52
- [35] 利益相反行為となる場合はどんな手續が必要か・53
- [36] 法定代理人の同意または代理を要しない場合はどういうときか・56

第6節 代理人との取引

- [37] 代理人と取引する場合の注意点・58
- [38] 法定代理人の同意書のとり方・62
- [39] 代理人の行為についての本人の追認手續・65
- [40] 実印または届出印による取引は表見代理が成立するか・68
- [41] 妻による取引、いつもくる使者には表見代理が成立するか・69
- [42] 代理人届はどんな効果があるか・71
- [43] 代理人届と委任状とはどう違うか・72

第7節 外国人との取引

- [44] 外国人と取引する場合の注意点および徴求書類・75
- [45] 外国人の権利能力が制限されるものにどんなものがあるか・77
- [46] 外国人無能力者との取引上の注意・79
- [47] 外国人の不動産などを担保にとる場合の注意・81
- [48] 管理法上における居住者と非居住者の区別はどこにあるか・85
- [49] 外国人死亡の場合の取扱上の注意・87
- [50] 取引先の韓国人、中国人が死亡した場合の注意・89

第3章 株式会社との取引

第1節 総 説

- [51] 株式会社はいつから法人となるか・94
- [52] 発起人代表との取引手続（発起人代表との取引の効果は会社に及ぶか）・95
- [53] 会社不成立の場合、発起人代表との取引の効果（株式引受のため払込がなされた場合の返還手続）・96
- [54] 取引が定款の目的の範囲内かどうかの確認手続・98

第2節 代表取締役との取引

- [55] 代表取締役の確認手続・100
- [56] 未登記代表取締役との取引の効果・101
- [57] 代表取締役死亡後の取引手続（死亡後、取締役会の定数を欠いた場合はどうか）・102
- [58] 会社と取締役との取引（商法265条）に該当する場合としない場合の事例・103
- [59] 会社は代表権のない専務、常務、支店長の行為について責任を負うか・105
- [60] 後任未選出のまま代表取締役が退任した場合の取引の相手方は誰か・107
- [61] 共同代表の場合の取引手続・108
- [62] 共同代表の定めあるとき、その1人に取引を包括的に委任できるか。また特定の取引を委任できるか・110
- [63] 共同代表の1人が死亡した場合の取引手続・111

第3節 支店、出張所、営業所との取引

- [64] 支店と取引する場合の注意と手続・113
- [65] 支配人と取引する場合の注意と手続・115
- [66] 表見支配人と認められる者の範囲はどうなっているか・116
- [67] 表見支配人の権限の範囲はどのようなものか・117
- [68] 本社各部、営業所、出張所、支所などと取引する場合の注意・118
- [69] 工場と取引する場合の注意と手続・120

第4節 解散および普通清算

- [70] 会社が解散した場合の徴求書類・121
- [71] 清算会社との取引手続・122
- [72] 清算人の代表権限はどこまであるか・123
- [73] 清算会社から手形割引の依頼を受けた場合の手続・125
- [74] 清算会社から担保の提供を受けた場合の手続・126
- [75] 清算手続完了前に清算人が死亡・行方不明になった場合の手続・127
- [76] 清算終了の確認手続・129
- [77] 清算終了後に清算人から徴求すべき書類を必要とした場合の手続・130
- [78] 清算終了後、旧清算人から抵当権抹消登記の依頼を受けた場合の手続・131
- [79] 債権者に知らせず清算終了の登記をした場合、債権者はどうすればよいか・132
- [80] 清算終了後、睡眠口座に預り金があることが判明したときどうすればよいか・134

第5節 合併・組織変更

- [81] 株式会社の合併とはどんなものか・136
- [82] 合併に異議のある債権者のためにする会社の手続・138
- [83] 合併に異議のない債権者の手続・139
- [84] 合併期日後合併登記以前の取引はどうなるか・141
- [85] 合併を知らずにしたその後の取引の効力はどうか・143
- [86] 銀行同士が合併した場合と取引先との関係・144
- [87] 株式会社が組織変更した場合の取引上の注意・146

第4章 合名会社・合資会社との取引

- [88] 合名会社との取引はだれとすべきか・150
- [89] 合資会社との取引はだれとすべきか・151
- [90] 代表社員のある場合の確認手続・153
- [91] 会社の目的の範囲の確認手続・154
- [92] 会社解散の確認と清算人との取引・155
- [93] 合名会社・合資会社の組織変更と取引上の注意・156
- [94] 共同代表の定めあるときの確認手続と注意点・158
- [95] 会社と代表社員と利益相反行為になる場合の取引上の注意点・159

第5章 有限会社との取引

- [96] 有限会社はいつから法人になるか（有限会社とは何か）・162
- [97] 定款の目的とその確認手続・165
- [98] 有限会社の代表取締役の確認手続・166
- [99] 代表取締役との取引上の注意点と手続・167
- [100] 共同代表の定めのある場合の取引・168
- [101] 会社と代表取締役と利益相反行為になる場合の取引上の注意点と手続・170
- [102] 代表取締役の退任，行方不明，死亡後の取引・170
- [103] 有限会社が組織変更した場合の確認手続と取引・173
- [104] 組織変更を知らずに取引した場合の効果・174
- [105] 有限会社が解散した場合の徴収書類・175
- [106] 清算人との取引上の注意・176
- [107] 清算人の行方不明（死亡）の場合の取扱い手続・177

第6章 その他の法人との取引

第1節 概 説

- [108] 民法上の法人（社団法人，財団法人）と取引する場合の注意・180
- [109] 中間法人と取引する場合の注意・181
- [110] 公益法人と取引する場合の注意・182

- [111] 営利法人とはどういう法人か・183
- [112] その他の法人にはどのようなものがあるか・183
- [113] 法人の目的の確認方法・185
- [114] 法人の代表権はだれが有するか・186
- [115] 代表権が欠けた場合の取引・187
- [116] 清算人との取引手続・189

第2節 組合との取引

- [117] 民法上の組合、商法上の匿名組合、労働組合、協同組合の相違点・191
- [118] 各組合との取引はだれとすべきか・192
- [119] 代表者と組合と利益相反行為にあたる場合の取引手続・193

第3節 各種特殊法人との取引

- [120] 宗教法人との取引上の注意点と手続・195
- [121] 学校法人との取引上の注意点と手続・196
- [122] 医療法人との取引上の注意点と手続・198
- [123] 社会福祉法人との取引上の注意点と手続・199
- [124] 労働福祉事業団との取引上の注意点と手続・200
- [125] 相互会社との取引上の注意点と手続・202
- [126] 国家公務員共済組合、同連合会との取引上の注意点と手続・203
- [127] 土地改良区、土地改良事業団連合会との取引上の注意点と手続・204
- [128] 土地区画整理組合との取引上の注意点と手続・206

第4節 外国法人との取引

- [129] 外国法人の確認手続・207
- [130] 代表者の確認手続・209
- [131] 外国法人との取引についての注意点・210
- [132] 外国法人の能力についての注意点・211

第7章 権利能力なき社団との取引

- [133] 権利能力なき社団とはどんなものか・214
- [134] 権利能力なき社団の確認手続・215
- [135] 社団員の権利・義務の範囲・217

- [136] 権利能力なき社団の目的の範囲ならびに代表者の権利制約の確認の要否とその
手続・218
- [137] 代表者の印鑑証明はどうか・219
- [138] 取引には有力なる社団員の保証を要するか・220
- [139] 権利能力なき社団は訴訟行為ができないか・222
- [140] 権利能力なき社団と認められない場合の取引方法・223
- [141] 権利能力なき社団からの不動産等の担保取得方法・224
- [142] 権利能力なき社団に対する強制執行方法・225

第8章 地方公共団体・公営企業との取引

- [143] 地方公共団体と地方公営企業とはどう違うか・228
- [144] 特別地方公共団体とは何か。また代表者はだれか・229
- [145] 取引はだれとすべきか・232
- [146] 出納長・収入役との取引・234
- [147] 地方公共団体・公営企業に対する融資・236
- [148] 予算書における一時借入金と地方債などの確認方法・238
- [149] 地方公共団体・公営企業の一時借入金の範囲・241
- [150] 地方債の発行目的・発行団体および地方債の借入れ方法・243
- [151] 地方公共団体・公営企業の振出・引受にかかる手形を取得する場合の注意・246
- [152] 地方公共団体・公営企業に対する貸付金の授受手続・248
- [153] 債務超過の地方公共団体・公営企業に対する融資上の注意・250
- [154] 地方公共団体・公営企業は保証人になれるか。債務補償行為はどうか・252

第9章 特殊整理・内整理

第1節 取引先が会社整理になった場合の取引

- [155] 会社整理手続にはいった会社との既存取引はどうすべきか・256
- [156] 会社整理手続にはいった会社との新規取引はどうすべきか・258
- [157] 保全処分後の取引・260
- [158] 監督・管理命令のあった場合の取引とその確認手続・261
- [159] 整理会社に対する貸付と担保徴求手続・263
- [160] 整理手続終結の確認手続・264

第2節 特別清算になった場合の取引

- [161] 特別清算人の義務と裁判所の権限・266
- [162] 債権者集会和別除権者に関する特則はどうなっているか・268
- [163] 特別清算にはいった会社との取引・269
- [164] 特別清算会社の清算人との取引上の制限・270
- [165] 保全処分のあった場合の清算人との取引・271
- [166] 保全処分を知らずにした第三者との取引の効力・273

第3節 破産になった場合の取引

- [167] 強制執行等に対する破産の効力・274
- [168] 破産宣告のあった会社との取引・275
- [169] 破産宣告のあった個人との取引・277
- [170] 保全処分後の取引・277
- [171] 破産宣告を知らずにした取引の効力。また保全処分の場合はどうか・278
- [172] 破産管財人への貸付と担保徴求手続・280
- [173] 破産終結の確認手続・281
- [174] 復権者との取引上の注意点・282

第4節 会社更生になった場合の取引

- [175] 会社更生手続とはどういうことか・283
- [176] 更生手続開始の申立があった以後代表取締役との取引はどうしたらよいか・285
- [177] 保全管理人が選任された場合の取引・286
- [178] 監督員が選任された場合の取引・287
- [179] 保全処分（管理人・監督員）のあったことを知らずにした取引の効力・288
- [180] 更生手続開始決定の確認手続とその後の取引・289
- [181] 管財人・管財人代理との取引・290
- [182] 裁判所の許可を要する管財人との取引と確認手続・291
- [183] 更生計画認可後の会社との取引・292
- [184] 更生手続終結・廃止の確認手続とその後の取引・293

第5節 和議になった場合の取引

- [185] 破産法の和議と和議法の和議との相違点・295
- [186] 会社の代表者は和議によって代表権を失うか・297

[187] 和議債務者との取引はだれとすればよいか。また、その確認方法はどうか・298

[188] 和議債務者の行為の制限・299

[189] 和議法による保全処分を知らずになした行為の効力・300

[190] 和議条件が実行されなかった場合の債権者のとるべき手段・302

第6節 内整理になった場合の取引

[191] 内整理委員長はどんな権限を有するか・303

[192] 取引先が内整理にはいったらどうすればよいか・304

【資料】 各種取引先の法的性格と代表者の資格一覧表・305

第1章 取引の概念

取引先については法律上どんなことを 注意しなければならないか

結 論

取引先が、法律上有効とされる行為を行なうには、権利義務の主体としての権利能力と、この権利の主体としての地位を適正に行使しうる行為能力を有していなければならない。

銀行としては、取引開始に際し当該取引先について、この権利能力および行為能力の有無を調査するとともに、取引継続中に取引先について生ずるこれらの変動に注意する必要がある。

解 説

① **権利義務の主体であること** 権利義務の主体であるということは、法律上の人格を有することである。民法は、この権利義務の主体となりうる資格を有するものとして、**自然人と法人の2種類**を規定している。

自然人というのは、有機的肉体を持っている人間のことであり、すべてのものの基点としての人間について権利能力を認めることに疑義はないが、法人については、それぞれ独立の社会的作用を営むものとして、法律により権利の主体としての地位を認められたものであるから、その範囲内において権利能力を有することになる。

したがって、銀行が自然人に対する場合は、権利能力あるものとして取り扱うことができ、ただ外国人に対する場合には、特別法により権利能力について一部制限されるので注意を要する。

法人との取引については、権利能力を認められている根拠法規を確認するとともに、その法人が法律の手續に従って正当に設立されたものであることを確認する必要がある。もしこれらの点について不備が発見された場合、取引を行なうことは原則としてできない。

② **法律上有効な行為であること** 上記権利能力は権利義務を有しうる資格があることを意味するものであるが、現実特定の権利や義務を取得する行為を行なう資格については別に考慮されるべきものである。この権利の主体たる地位を法律上有効に行使しうる条件が法規により定められている。

この条件は自然人および法人の両者についてそれぞれ定められており、自然人の場合には、行為能力に制限ある場合の法規（民法3条～13条）が存在し、法人の場合は法人の行為の適否が法規（民法52条～59条ほか）において定められており、これらの規定によりそれぞれの行為の効力が否定される場合があるので、取引先の行為がこれらの規定により無効とされるものでないかを確認する必要がある（以下法人についても有効な行為をなす資格を行為能力と呼ぶ）。

③ 取引先の権利能力および行為能力の変動 上記のごとく権利能力と行為能力は法律上有効な行為をなす条件となるものであるから、取引開始に際し、当該取引をしようとする先についてこれらを備えているか否かを調査するとともに、取引継続中において生ずるこれらの点の変動についてもとくに注意をしなければならない。

すなわち、自然人については、死亡・行方不明（第2章第3節参照）、相続（同第4節参照）、禁治産または準禁治産宣告（同第5節参照）、また行為能力に制限ある場合の代理人等についての変動（同第6節参照）を生じた場合の注意が必要である。

法人については、まず法人そのものについての変動要因である組織変更（第3章第5節参照）、合併（第3章第5節参照）、解散・清算および特殊整理（第3章第4節および第9章参照）等に注意するとともに、法人は法律によって定められた機関により行為を行なわねばならないので、この機関たる自然人についての変動が生じた場合（第3章第2節参照）の注意も必要である。

④ 権利能力のない団体について 取引先の多くは自然人または法人であるが、その他に法人格を有していない団体がある。これは上記権利能力を有しないわけであるが、法律上では団体の社会的機能を考慮し法人に準じた扱いを行ない、法規についても法人の規定を適用することになっている。

ただこの場合には、権利主体たる地位を明確な法規により認められていないため、実務上は後述のように（第7章参照）内容により代表権限、責任限度、意思決定法等を確認しそれぞれに応じた取引を行なう必要がある。